



# 郵政民営化委員会      ご説明資料

---

令和7年5月26日（月）  
一般社団法人 全国信用組合中央協会

# 1. 基本的な認識

- 私ども信用組合は、かねてより、ゆうちょ銀行の新規業務への参入等、業容の拡大に当たっては、完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要であり、その公正な競争条件の確保の下で総合的に判断されるべきと主張してきた。
- しかしながら、ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた具体的な道筋は依然として示されておらず、ゆうちょ銀行と民間金融機関との公正な競争条件が確保されていない状況が続いている。

## JPビジョン2025+（プラス）より抜粋

### 金融2社株式処分

- 金融2社株式を2025年度までに保有割合50%以下とする目標は変えず、引き続き、ゆうちょ銀行株式の処分を目指します。
- 保有割合50%以下となった後も、金融2社株式処分について検討を進めてまいります。

- ゆうちょ銀行、かんぽ生命の金融2社株式については、2025年度までに、保有割合50%以下とすることを目指しています。
- 2021年度にかんぽ生命株式を、2022年度にゆうちょ銀行株式を売却し、それぞれの保有割合は約49.8%、約61.5%となっています。
- 2025年度までのゆうちょ銀行株式の処分実現を目指し、引き続き、民営化プロセスの着実な進展を図ります。

- その後については、郵政民営化法の規定の趣旨、グループ経営の観点に基づき、以下の要素を勘案しながら検討を進めるとともに、金融2社と日本郵便との間の受委託関係を支える連携強化策を検討し、その具体化に向けグループ全体で取り組んでいきます。

- ・金融2社の経営状況
- ・ユニバーサルサービスへの影響
- ・グループの一体性確保
- ・日本郵政の資金需要
- ・連結業績への影響
- ・市場の動向

# 1. 基本的な認識

- また、新聞等において、自民党による、日本郵政に対して、当分の間、ゆうちょ銀行株式の3分の1超の保有義務を課す等を内容とする郵政民営化法の改正法案の提出が検討されている旨の報道がされており、仮に本改正法案が成立した場合には、完全民営化に向けた具体的な道筋はおろか、ゆうちょ銀行への間接的な政府出資が当分の間残ることとなり、さらに民間金融機関との公正な競争条件が確保されていない状況が続くものとなる。

## 郵政民営化関連法の改正法案の概要

- 国が日本郵政から受け取る株式の配当金などを原資に、日本郵便に年間650億円ほどの財政支援を行う。
- 日本郵政が保有する金融2社の株式売却について、現行法の「できる限り早期に」との文言を削除するとともに、「当分の間」、日本郵政に金融2社の株式の3分の1超を保有することを義務付ける。
- ゆうちょ銀行の貯金などに上限を設ける「上乗せ規制」について、3年ごとの郵政民営化委員会の検証の際にあり方の検討を行う。
- 改正法の施行後、2年をめぐりに政府が日本郵政と日本郵便の合併についての検討を行う。

※新聞報道等に基づき、本会にて作成

## 2. 郵政民営化委員会の方針案について

### 「ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案」

- 1 公正・自由な競争の促進と利用者利便の向上  
(略) 金融二社に関する業務等規制について調査審議する際の最も重要な視点は、**金融二社と関係業界の利害の調整ではなく、適正な競争を通じて金融機関のサービスが向上することにより利用者にもたらされる利便性の向上である。**(略)
- 2～3 (略)
- 4 新規業務に関する調査審議の方針  
当委員会は、届出を受けた行政当局から通知があり次第、届出事項に関して、**ゆうちょ銀行が他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することがないかを確認する必要がある場合には、速やかに調査審議を行うことと決定する。**(略)



- 先述のとおり、現状、民間金融機関との公正な競争条件が確保されていない中、さらには、郵政民営化法の改正法案の成立の如何によっては、その状況が当面の間継続することとなる。
- 郵政民営化委員会が調査審議する際の最も重要な視点には、「民間金融機関との間の適正な競争関係を阻害する事がないように配慮すること」も含まれるべき。

## 2. 郵政民営化委員会の方針案について

### 改正郵政民営化法

#### 第一百条の二

郵便貯金銀行については、第六十二条第二項の規定により日本郵政株式会社が郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、前条第一項の規定は適用しない。（略）。

2 郵便貯金銀行は、前項後段の規定により業務を行うに当たっては、他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。

3 （略）

### 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議（平成24年4月26日参議院総務委員会）

一～三（略）

四、日本郵政株式会社が金融二社の株式の二分の一以上を処分した後の金融二社の新規業務等に係る届出制が、単なる届出ではなく、他の金融機関等との間の競争関係への配慮義務及び郵政民営化委員会への通知義務を課すとともに、内閣総理大臣及び総務大臣による監督上の命令の対象としていることに鑑み、これらの規定に基づく郵政民営化委員会による対等な競争条件の確保等のための事前検証・評価、関係大臣による是正命令権限が有効に機能することとなるよう、制度の適切な運用に努めること。このため、郵政民営化委員会の委員には、真に公平・中立な第三者を選任することとし、郵政民営化委員会は、必要に応じ利用者代表及び関係する業界団体が意見を述べる機会を確保するなど、公平・中立な機関として運営すること。

五～八（略）

- ゆうちょ銀行の届出制の下での新規業務の参入については、民間金融機関との公正な競争条件の確保や顧客保護の観点から踏まえた十分な検討とともに、顧客本位の業務運営やコンプライアンス態勢の徹底にかかる検証が必要と考える。

### 3. 要望事項について

#### ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る要望事項

先述の前提を踏まえ、ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案の運用については、以下の点について適切な判断が下されることを要望する。



- 「4. 新規業務に関する調査審議の方針」において、「届出事項に関して、ゆうちょ銀行が他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することがないかを確認する必要がある場合には、速やかに調査審議を行うことと決定する。」とあるが、間接的な政府出資が残るゆうちょ銀行と民間金融機関との公正な競争環境が確保されていない現状を踏まえ、ゆうちょ銀行が民間金融機関における事業分野へ新規参入する際には、すべからく調査審議を行っていただきたい。
- 調査審議における外部からの意見聴取については、同付帯決議において、利用者代表及び関係する業界団体が意見を述べる機会を確保することを実現に努めるべき事項としていることを踏まえ、新規業務の届出にかかる調査審議の都度、他の金融機関・業界団体が意見を述べる機会を設けていただきたい。
- 郵政民営化委員会は新規業務の届出時のみの対応ではなく、新規業務開始後においても同付帯決議の主旨を踏まえ、配慮義務の遵守状況等についてのモニタリング、検証を行っていただきたい。

# 参考① 信用組合業界の概況

【令和6年3月末現在】

信用組合数	143組合
預金積金	23.7兆円
貸出金	14.0兆円
当期純利益	696億円
自己資本比率	11.44%
不良債権比率	2.91%
役職員数	17,645人
組合員数	3,903千人

※全国信用協同組合連合会「全国信用組合決算状況」、「全国信用組合預金・貸出金等状況(速報値)」、  
金融庁「令和6年3月期における金融再生法開示債権の状況等(ポイント)」より作成

## 参考② ゆうちょ銀行と信用組合業界の比較

【令和6年3月末現在】

	ゆうちょ銀行	信用組合
預貯金残高	192.8兆円	23.7兆円
店舗数	23,557店	1,548店
資本金(出資金)	3.5兆円	4,770億円

※全国信用協同組合連合会「全国信用組合決算状況」、「全国信用組合預金・貸出金等状況(速報値)」より作成

※ゆうちょ銀行計数はディスクロージャー誌より作成